

令和6年度第2回伊勢原市子ども・子育て会議 議事録概要

- 1 日 時 令和6年8月27日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 伊勢原市役所 3階 全員協議会室
- 3 出席者 佐伯会長、照屋委員、諏訪委員、小山委員、井田委員、安武委員、古住委員、及川委員、錦織委員、小木委員、大田（真）委員、事務局（子ども部長 山田、子ども家庭相談課参事兼課長 平井、子ども育成課長 佐藤、子育て支援課長 杉山、青少年課長 増田、松本、大原、柿澤）
- 4 欠席者 萩原副会長、大田（正）委員、土屋委員、守屋委員
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事概要
 - 1 開会（午後1時30分）
 - 2 議題
 - (1) (仮称)伊勢原市こども計画 骨子（案）について
 - (仮称)伊勢原市こども計画における骨子（案）について、資料1により説明。
(事務局)
 - ・ 計画策定の趣旨について、「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者育成支援指針」、「子どもの貧困対策に関する取組方針」の3つを一体的にまとめた計画を策定し、こども・子育て支援や若者支援の施策について、総合的かつ計画的に推進することを説明した。
 - ・ 基本理念は、「こどもの育ちをみんなで支え こども・若者の未来をひらく “こどもまんなか” のまち いせはら」とすることを提示した。
 - ・ 基本方針について、国のこども大綱や現計画の方針などを勘案した5つの方針を掲げることを提示した。
 - ・ 施策の体系について、国のこども大綱を勘案した掲載方法とすることを提示した。
 - (委員)
 - ・ 資料の表記について、「子ども」と「こども」が混在しているが、何か意図はあるか。
 - (事務局)
 - ・ 国の指針においては、基本的には平仮名で統一することが示されている。一方で、言葉の定義として漢字が使われているものについては例外的に漢字を使うことも示されており、この指針に沿って掲載している。
 - (委員)
 - ・ 計画の対象において、「こども」の定義は心身の発達の過程にある者であり、年齢上限を定めないということだが、線引きはどうするのか。
 - (事務局)
 - ・ 国が明確な定義を示していないため、市としては計画を進めていながら考えていきたい。
 - (委員)
 - ・ 上位計画に「第6次総合計画」とあるが、総合計画はいつから始まり、いつから第6次になったのか。

(事務局)

- ・ 後日回答する。(地域福祉計画、障がい児福祉計画等の関連計画についても後日回答するとした)

(委員)

- ・ その他個別計画との「調和連携」とはどのようなことか。

(事務局)

- ・ 他の計画に掲載しているこどもに関する事業については、こども計画としても推進する。それぞれの計画を推進する中で、進捗管理や評価が異ならないように、連携しながら推進していく。

【議事の議決について】

承認された

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

- 0歳人口の推計について、資料3により説明。【第1回会議の質問に対する説明】

(事務局)

- ・ 国の指針に基づき、過去複数年の女性こども比の平均値を使用して算出した結果、令和7年度の0歳推計人口が、令和6年度の0歳人口より増加したことを説明した。

(委員)

- ・ 女性こども比が高かった年も含めて平均して使用するの、問題ないのか。

(事務局)

- ・ 令和5年、令和6年の女性こども比の下がり方は、コロナ禍を経た2か年であることに注意が必要である。今回参考にした、国立社会保障・人口問題研究所による推計でも女性こども比を使用しているが、女性こども比は横ばいや若干微増で推計している。今後の女性こども比の推移については、国を参考にしながら、今回は6か年の平均値を使用することとした。

(委員)

- ・ 結婚しない女性の数の推移は推計に組み込まれているのか。

(事務局)

- ・ コロナ禍では結婚数は急減していたが、現在はコロナ禍から明けて、コロナ禍ほど減少していかないだろうと見通しを立てた上での推計結果である。

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、資料2、資料2別紙、資料2の差し替え資料により説明。

<子ども育成課が所管する事業について>

(事務局)

①-1 一時預かり事業 (幼稚園型)

- ・ 量の見込みは事業実績から推計した結果を補正した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

①-2 一時預かり事業 (幼稚園型以外)

- ・ 量の見込みはニーズ調査結果を補正した値に基づくものとし、確保量は既存の定員数では不足することから、確保方策として、公立保育所の実施体制の整備を提示した。

② 延長保育事業

- ・ 量の見込みは事業実績から推計した結果を補正した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。
- ③ 病児・病後児保育事業
 - ・ 量の見込みはニーズ調査結果を補正した値に基づくものとし、確保量は既存の定員数で充足することを提示した。
- ④ 放課後児童健全育成事業
 - ・ 量の見込みはニーズ調査結果を補正した値に基づくものとし、確保量は一部の小学校区において既存の定員数では不足することから、確保方策として、民間委託の推進や、民間が実施する事業の拡大、新規参入の促進に取り組み、事業の実施場所と担い手の確保に努めることを提示した。
- ⑤ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 量の見込みは事業実績から推計した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。
- ⑥ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
 - ・ 本事業により新規参入等を促進する事業については必要に応じて検討することを提示した。

(委員)

- ・ 一時預かり事業について、幼稚園型は、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計で量の見込みにほとんど差異はないが、幼稚園型以外は、5倍ほどの差異があるのはなぜか。

(事務局)

- ・ ニーズ調査では、事業を使いたいかという質問に「はい」と選択した方などを集計しており、国の手引きに基づいた集計では、日常的に親族等に見てもらえる方や、専業主婦（夫）家庭や短時間パート家庭を含むものになっているため、本当のニーズより多い数になっていると捉えている。

(委員)

- ・ そもそもこれらの事業の存在を知らなかった。市民に対し、どのように周知しているのか、これからどのように周知していこうと考えているか。

(事務局)

- ・ 市の広報やホームページ等々で周知に努めているところだが、引き続き効果的な情報発信、アクセスの仕組みについて検討していく。

(委員)

- ・ 一時預かり事業の幼稚園型以外について、令和5年度の確保量に対し、令和7年度以降の確保量が減っているのはなぜか。

(事務局)

- ・ 各保育所や小規模保育施設は、通常保育の受け入れ体制を図りながら一時預かりを受け入れており、通常保育で手一杯になると確保量は減ってしまう。公立保育所で満足に受け入れできていないため、令和7年度以降に受け入れ体制を整えていきたい。

(委員)

- ・ 放課後児童健全育成事業について、成瀬中学校区で確保量が不足しているのはなぜか。

(事務局)

- ・ 事業の実施場所、空き教室、職員の確保ができていないというのが実態である。引き続き、教室の確保に向けて、教育委員会や市全体で取り組むほか、民間の事業拡大や新規参入に向けての取り組みをしていきたい。

(委員)

- ・ 延長保育事業について、第2期計画期間の事業実績を見ると、利用者数と確保量がイコールになっている。これは、利用者全員を受け入れることができたのか、あるいは確保量がこれだけだから利用者をここまでしか受け入れられなかったのか、どちらか。

(事務局)

- ・ 利用者全員を受け入れることができたということである。

<子育て支援課が所管する事業について>

(事務局)

① 地域子育て支援拠点事業

- ・ 量の見込みはニーズ調査結果を補正した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

② 妊婦健康診査事業

- ・ 量の見込みは事業実績から推計した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

- ・ 量の見込みは0歳人口の推計値とし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

④ 子育て援助活動支援事業

- ・ 量の見込みは事業実績から推計した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

(委員)

- ・ 地域子育て支援拠点事業の実施か所数について、実績の表で令和5年度は10か所とあるが、説明文では現在は9か所とある。令和6年度から減ったのか。

(事務局)

- ・ 令和6年度から1か所減らした。板戸児童館を、中央公民館が近いことから集約し、閉鎖した。

<子ども家庭相談課が所管する事業について>

(事務局)

① 利用者支援事業

- ・ 量の見込み及び確保量は事業実績や市の方針に基づく事業であることから、現在の子育て世代包括支援センターの意義や機能は維持した上で組織を見直した「こども家庭センター」を開設し、旧母子保健型に代わり「こども家庭センター型」を1か所設置することを提示した。また、各中学校区（市内4区）に1か所ずつ「地域子育て相談機関」を設置することで、基本型が6か所となることを提示した。

② 養育支援訪問事業

- ・ 量の見込みは事業実績から推計した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・ 伊勢原市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、専門性の強化、ネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応できる環境づくりに努めることを提示した。

④ 子育て短期支援事業

- ・ 量の見込みは実態に即したものとするため、緊急に養育が必要な過去のケース等を勘案して市独自推計した値に基づくものとし、確保量は令和7年度を検討期間として令和8年度から2か所の実施を目指していることを提示した。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業

- ・ 量の見込みは関連する事業（養育支援訪問事業）の「育児家事援助」の事業実績から推計した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

⑥ 児童育成支援拠点事業

- ・ 量の見込みは相談支援員等が相談を含め対応している児童の人数を踏まえて市独自推計した値に基づくものとし、確保量は令和7、8年度を準備期間として令和9年度から1か所の実施を目指していることを提示した。

⑦ 親子関係形成支援事業

- ・ 量の見込みは関連する事業（フォロー教室）の実績を踏まえて市独自推計した値に基づくものとし、確保量は既存の体制により充足することを提示した。

(委員)

- ・ 子育て短期支援事業について、令和7年度の量の見込みが264人で確保量が0であるが、令和7年度は事業を実施しないということであれば、量の見込みも0になるのではないか。

(事務局)

- ・ 実施はできないものの、ニーズとしてはあるだろうということで見込みを示している。

(委員)

- ・ 児童育成支援拠点事業について、対象となる「養育環境等に課題を抱えている児童」というのは、療育支援施設に通っているこどもたちも含まれているのか。

(事務局)

- ・ 利用できないということではないが、幅広くというよりは、本当に必要な方に紹介したいと考えている。

(委員)

- ・ 児童育成支援拠点事業について、専門の指導員も配置されるのか。

(事務局)

- ・ アドバイザーの資格を持った方や、介護福祉士のような専門性の高い方を雇用して配置したいと考えている。

(委員)

- ・ 幼児期は療育と併用したり、5歳までは療育センターができたりと充実しているのに対し、就学すると利用できる場所が極端に少なくなると聞くが、対策はいかがか。

(事務局)

- ・ 児童育成支援拠点事業は、学習サポートや食事の提供も含んだものである。学校と連携しながら、学校を補足するような形でのサポート事業として活用していきたい。

(委員)

- ・ 療育に通っているこどもが、児童コミュニティクラブに断られてしまっ

て行けないという状況になった場合の手立では考えられているのか。
(事務局)

- ・ 児童育成支援拠点、児童コミュニティクラブが使えるこどもや、放課後等デイが使えるこどもにも放課後に過ごす場として利用していただきたい。

【議事の議決について】

承認された

-3 その他

- ・ 次回の会議は、9月25日（水）に伊勢原市民文化会館1階練習室2で開催することを報告した。

-4 閉会（午後3時30分）